

令和元年度答申第75号
令和2年2月3日

諮問番号 令和元年度諮問第84号（令和2年1月15日諮問）
審査庁 国土交通大臣
事件名 道路法47条の4第1項に基づく措置命令に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、道路法（昭和27年法律第180号）47条2項の規定に違反して車両を通行させたとして、道路法47条の4第1項の規定に基づき、インターチェンジから流出すること等を命ずる措置命令（以下「本件措置命令」という。）を発したことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- （1）道路法47条2項は、車両制限令（昭和36年政令第265号）で定める重量等の最高限度を超える車両（以下「特殊車両」という。）は、道路を通行させてはならないと規定している。そして、高速自動車国道を通行する特殊車両であって最遠軸距が7メートル以上のものの総重量の最高限度は25トンとされている（車両制限令3条1項、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）1条）。

一方、道路管理者は、車両の構造又は積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、特殊車両の通行を許可することができる（道路法47条の2第1項）。そして、当該許可を受けた者は、許可に係る通行中、許可に係る許可証を当該特殊車両に備え付けていなければならない（道路法47条の2第6項）。

(2) 道路法47条の4第1項は、道路管理者は、道路法47条2項の規定に違反し、又は特殊車両の通行の許可に付した条件に違反して車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる」と規定している。そして、処分庁は、高速道路の道路管理者（国土交通大臣）に代わって、必要な措置をすることを命ずるものとされている（道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）8条1項29号）。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) A地方整備局長は、平成31年2月1日付けで、審査請求人の申請に基づき、自動車登録番号「a」のトラクタ及び自動車登録番号「b」のトレーラの連結車（以下「本件車両」という。）につき、同日から平成33年（令和3年）1月31日までの間、34経路において、その総重量を車両制限令で定める最高限度（25トン）を超える43.590トンで通行させることを許可し、これに係る許可証（平成31年2月1日付け番号c。以下「本件許可証」という。）を審査請求人に交付した。

（特殊車両通行許可証）

(2) B高速道路株式会社（以下「B会社」という。）が、令和元年5月27日午後8時頃、高速自動車国道C高速道路Dインターチェンジ（以下「本件インターチェンジ」という。）において本件車両の総重量を計測した結果、車両制限令で定める最高限度（25トン）を超える総重量41.300トンであった（以下「本件取締り」という。）。

B会社の係員が、本件車両の運転手（以下「本件運転手」という。）に対し、本件車両の通行に係る許可証を提示するよう求め、本件運転手が提示した許可証を確認したところ、許可された通行経路に本件インターチェ

ンジから高速自動車国道に流入する経路が含まれていなかった。そこで、処分庁は、審査請求人は「通行経路違反」により道路法47条2項違反に該当するとして、本件運転手に対し、法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行の上、本件インターチェンジから流出することを命ずる措置命令（本件措置命令）を発した。

（措置命令書、重量測定記録表、弁明書）

(3) 審査請求人は、令和元年7月12日、審査庁に対し、本件措置命令を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

(4) 審査庁は、令和2年1月15日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

本件運転者は本件取締りの際に本件許可証を提示しなかったため、本件措置命令を受けたが、本件インターチェンジから流出後に本件許可証を備え付けていることに気付いた。本件許可証の提示の仕方に問題があったが、本件措置命令の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁の判断は、審理員の意見と異ならないとしているところ、審理員の意見の概要は以下のとおりである。

1 審査請求の利益について

本件措置命令は、その内容の履行により目的を達成し、その法的効果は消滅するものである。

しかし、「道路法第47条の4に係る行政処分等の基準について」（平成27年3月23日付け理事長決定）及び「車両の通行の制限について」（昭和53年12月1日付け建設省道交発第96号。処分庁はこれによることを明らかにしている。）における通行許可の取消しの要件を踏まえると、本件の違反の事実は、処分庁が通行許可の取消事由となる違反の常習性を判断するに当たり考慮されること、そして、処分庁が本件の違反を含め常習的に再び違反行為が行われたと判断した場合には、A地方整備局長（通行許可をした道路管理者）に通知され、A地方整備局長において、本件の通行許可の取消処分を行うことが見込まれる。

したがって、審査請求人は、本件措置命令の取消しを求めて審査請求をす

る法律上の利益を有すると解する。

2 本件措置命令の適法性及び妥当性について

審査請求人は、本件運転手は本件許可証を提示しなかったと主張するが、処分庁が本件取締りの現場で提示されたと主張する許可証（弁明書添付）は、審査請求人が本件許可証の副本として本件車両に備え付けていたものであると認められるから、本件許可証は本件取締時に提示されたと認められる。そして、本件許可証の通行経路には本件インターチェンジから高速自動車国道に流入する経路が含まれていないから、本件許可証は有効な許可証とは認められないものである。したがって、審査請求人が本件取締時において道路法47条2項の規定に違反して本件車両を通行させていたことは明らかであり、処分庁が本件措置命令を発したことについて、裁量権の濫用等があったとは認められない。

また、措置命令の妥当性について、道路構造の保全及び交通の危険防止の観点から適切なものでない場合は不当な処分となると解されるが、本件措置命令は、本件インターチェンジから可能な限り低速で流出することの内容であり、その違反内容の程度に照らし、特段不合理な点は認められない。

以上によれば、本件措置命令に違法又は不当な点は認められない。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和2年1月15日、審査庁から諮問を受け、同月31日の1回、調査審議を行った。

1 審理員の審理手続について

一件記録によれば、審理員の審理手続について、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件措置命令の適法性及び妥当性について

審査請求人は、本件は、本件運転手が本件取締りの際に本件車両に備え付けていた有効な許可証（本件許可証）を提示しなかったので本件措置命令を受けたと主張している。しかし、処分庁は、本件取締りの現場で本件運転手から本件許可証は提示されたと主張している。本件措置命令の措置命令書には、「道路法第47条第2項（車両制限令違反）」及び「通行経路違反」の欄に印（レ点）があり、本件の措置命令書の内容は本件許可証（審査請求人が本件車両に備え付けていたとして審査請求書に添付した本件許可証であって、処分庁が本件取締りの現場で提示されたと主張して弁明書に添付した許可証と同じであることが確認できる。）の通行経路に基づき作成されたもの

と考えられ、本件許可証で許可された通行経路には本件取締りの現場（本件インターチェンジから高速自動車国道に流入する経路）は含まれていなかったことが認められる。したがって、審査請求人は、本件運転手が提示した本件許可証では許可されていない経路を通行させていたのであり、本件車両の通行に係る有効な許可証が確認できなかったのであるから、本件取締りのとおり道路法47条2項の規定に違反して車両を通行させている者に該当するとして、これに対して本件措置命令を発したことは妥当なものであったと認められる。

また、本件措置命令の内容は、法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行の上、本件インターチェンジから流出することを命ずるものであって、違反の内容、程度等に照らして、これが処分庁の裁量権の濫用、逸脱や不適切な行使に当たるということはできず、本件措置命令に違法又は不当な点はない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚		誠
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹